

公立大学法人横浜市立大学知的財産ポリシー

公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）は、本学の研究成果等の知的財産を広く社会に還元することにより、市民生活や文化の向上、市内経済の活性化に貢献することを基本に、ひいては我が国はもとより人類社会に貢献することを目指すこととしている。

本学は本学の教職員等の職務により生じた知的財産を有効に活用するために、研究・产学連携推進センター（以下、「センター」という。）において、知的財産の発掘、権利化、管理及び活用を積極的に図っていく。

そのために必要な基本事項を明確にするために、ここに公立大学法人横浜市立大学知的財産ポリシーを策定する。

なお、教職員等とは、本学の教職員の他、本学と雇用、契約関係にある特別研究員、ポスドク、学生を含むものとする。

1 発明の届出

(1) 教職員等は自己の研究成果に基づきなした知的財産（以下「発明等」という）を本学に届出るものとする。

(2) 本学は発明等の届出があったときは、センターにおいて当該発明等に対する次の内容について十分な検討を行い、遅滞なく当該届出発明等の取り扱いを決定し、当該発明等の届出者に通知しなければならない。

ア 次項「2 発明の帰属」で規定する職務発明に該当の適否について判断する。

イ 職務発明に該当する場合において、本学が承継した上で特許出願の可否について判断する。

(3) 上記（2）の決定について不服がある教職員は別に定めるところにより異議を申し立てることができる。

2 発明の帰属

(1) 教職員が本学の管理する研究費又は研究設備を用いて行った研究の結果生じた発明等、及び本学の管理する研究費又は研究設備を用いないものの、その性質上本学の業務範囲に属し、かつその発明をするに至った行為が本学における教職員の現在又は過去の職務に属すると認められる発明等（以下「職務発明」という。）は本学の帰属とする。ただし、本学が認めるときは、発明者に帰属させることができる。

(2) 民間機関等との共同研究、受託研究、国等の公的機関からの研究費に基づく研究、外部団体におけるプロジェクト研究から生じた発明等についての教職員の持分についても、同様とする。

(3) 平成17年4月1日の時点において、既に決まっている権利の帰属については原則として法人化後も変更しない。

(4) 職務発明を本学の帰属とする場合において、その出願時、登録時に別に定める補償金を支払うものとする。

3 知的財産の活用

(1) 前項「1 発明の届出」により本学が承継した知的財産について、本学は企業等への技術

移転活動を含む産学連携の推進により、実施権の許諾・権利の譲渡・ベンチャー企業の創出などによる知的財産の産業化を図り、産学がともに利益を得られるよう努力する。

4 実績補償

- (1) 本学が職務発明に基づく知的財産の実施許諾（共同出願人の実施も含む）又は譲渡により収益（収入）を得たときは、当該知的財産（対応する外国の権利も含む）に係る発明をした発明者に対し、別に定める実績補償金を支払うものとする。これらの実績補償金を受ける権利は、当該権利にかかる発明者が退職した後も存続するものとする。
- (2) なお、本学は知的財産の活用により収益を得たときは、上記の発明者に対する補償のほか、当該発明者の属する研究環境の充実に努めるものとする。

5 知的財産管理体制

センターは、本学における知的財産の発掘、権利化、権利の維持管理、ライセンス、技術移転、共同研究、本学発ベンチャー企業創出等の推進を担当し、そのために必要な学内における知的財産マインドの向上、知的財産情報の守秘義務の徹底に努める。また、センターは必要に応じ、弁理士、弁護士、外部技術移転機関、外部特許調査機関等の外部人材を積極的に活用・連携して業務を進めるものとする。

附 則

このポリシーは、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このポリシーは、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

このポリシーは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。